



平成27年4月24日

各 位

オイレス工業株式会社  
代表取締役社長 岡山 俊雄  
(コード番号 6282 東証第一部)

(問合せ先)  
取締役 上席執行役員  
企画管理本部長 飯田 昌 弥  
T E L 0466-44-4901

## 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日から施行されることに基づくものです。

記

### 内部統制システムに関する基本方針

(平成27年5月1日改定)

#### 1. 基本的な考え方

当企業グループは、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という当社経営理念の下、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値の向上を図ることを目的とする。この目的の実現のため、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、合理的な権限委譲、財務報告が適正かつ有効におこなわれる体制の整備・運用により、健全で透明度の高い適正な経営体制を確保する。

#### 2. 業務の適正を確保するための体制

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、当社社是の一つである「Liberty & Law」を基盤とするコンプライアンス経営体制の確立に努める。
- (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス担当取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、この委員会を中心に、策定された「オイルスグループ企業行動憲章」および「企業行動規範」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修をする。

- (3) 当社は、当企業グループ共通の「オイレスグループ企業行動憲章」を定め、企業行動規範としての「オイレスグループコンプライアンス実行の手引き」を通じて、すべての役員および従業員の日頃の業務運営の指針とし、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- (4) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、コンプライアンス委員会事務局に通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- (5) 当社は、内部監査室による内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款および社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的におこなわれているかを調査・検証し、その結果を社長に報告する。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

- (1) 当社は、株主総会、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録、職務権限規程に基づいて各取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」等に基づき、文書取扱責任者のもとで定められた期間保存する。

## ③ 当社および当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社および当企業グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的に対応する。
- (2) 当社は、当企業グループにおける損失の危険を全般的に統括する部門を設置し、担当取締役を置き、「リスク管理規程」および「経営危機管理規程」を定め、当企業グループのリスク管理体制を構築し運用する。
- (3) 当社は、損失の危機を全般的に統括する組織としてリスク担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、この委員会を中心に当社および当企業グループのリスクを管理する。また、環境および安全・衛生については当社環境安全衛生室が、品質については、当社品質保証室が専門的立場から監査する。

経理関係においては、当社各部門および当企業グループによる自立的な管理を基本とし、当社経理部門が当企業グループ全体を計数的に管理する。

## ④ 当社および当企業グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 当社および当企業グループは、定例の取締役会により重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督する。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、当企業グループ会社それぞれの企業規模に合わせて、全取締役および社長から指名された従業員等が出席する定期の経営会議、あるいは戦略会議などの会議体を適宜開催することにより、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る検討・審議をおこない、慎重かつ機動的な意思決定をおこなうと同時に、重要な経営テーマについて時間をかけて議論する。
- (2) 当社は、長期ビジョンのもと、中期経営計画および各年度経営計画ならびに年度予算を立案し、当企業グループの目標を設定する。当社および当企業グループ各社における各部門においては、その目標達成に向け具体的な施策を立案し、実行する。
- (3) 当社は、取締役の任期を1年とし、執行役員制により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する。

**⑤ 当社ならびに当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- (1) 当社は、当企業グループ共通の「オイレスグループ企業行動憲章」および「企業行動規範」を定め、各社にコンプライアンス推進担当者を置き、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。
- (2) 当社は、「関係会社等管理規程」に基づき、経営企画部が各事業部企画部と連携して、当企業グループから必要な事前協議や報告を受けるなど、適切な経営管理をおこなう。
- (3) 当社は、当社監査役ならびに内部監査室が定期的に子会社の監査を実施するとともに、当企業グループの主要な子会社については、当社従業員などが監査役に就任して監査をおこない、業務の適正を確保する。
- (4) 当社は、当企業グループ各社の監査役が参加する「オイレスグループ監査役会」を組織し、一体となって当企業グループにおける業務の適正を確保する。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

- (1) 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のための専任の監査役スタッフを置き、監査役会の指揮命令に服するものとする。また、その人事、待遇、処遇については、取締役と監査役が協議する。

**⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 当社は、監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。

**⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制**

- (1) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があるとき、取締役および従業員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席することができ、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める。

**⑨ 当企業グループの取締役・監査役等および使用人から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制**

- (1) 当企業グループの役員・従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をおこなう。
- (2) 当企業グループの役員・従業員は、コンプライアンス違反等、当企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、発見次第直ちにコンプライアンス通報窓口または当社監査役あるいは監査役会に報告をおこなう。
- (3) 当社は、コンプライアンス通報窓口または当社監査役あるいは監査役会に報告した当企業グループの役員・従業員に対し、当該報告をしたことを理由して不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者の保護を図るとともに、当企業グループの役員・従業員に周知徹底する。

**⑩ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制**

- (1) 当社および当企業グループは、当企業グループ各部門の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備する。
- (2) 当社社長は、相互の意思疎通を図るため、監査役会と定期的な意見交換会を開催する。また、会計監査人についても定期的な意見交換会を開催する。
- (3) 内部監査室は、監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性確保を図る。
- (4) 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受け、必要な情報交換をおこなうなど、会計監査人と連携を図る。
- (5) 当社は、監査役がその職務について、当社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

- (1) 当企業グループの企業行動憲章において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体と一切関係を持たず、断固として対決する。
- (2) 役員および従業員に対し、コンプライアンス実行の手引きを配布し、反社会的勢力等との関係排除を含めた企業行動憲章の周知徹底を図る。なお、警察および特殊暴力防止対策協議会等の関係当局との連携を図り、企業防衛に関する必要な情報収集をおこなう。

以 上